

政策研究大学院大学施設整備等事業
入札説明書

平成 15 年 1 月 31 日

目 次

1	公告日	1
2	契約担当官等	1
3	調達機関番号等	1
4	品目分類番号	1
5	担当部局	1
6	事業概要等	1
7	競争参加資格	3
8	競争参加資格等の確認等	6
9	競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明	7
10	入札説明書等に関する質問及び回答	8
11	入札提出書類の提出日時及び場所等	8
12	入札提出書類の提出方法等	10
13	開札	11
14	入札の無効	12
15	特定事業の選定の取消し	12
16	入札保証金及び契約保証金	12
17	落札者の決定方法等	13
18	基本協定の締結	13
19	特別目的会社の設立	13
20	手続きにおける交渉の有無	14
21	契約書の作成	14
22	事業契約の締結	14
23	支払条件等	14
24	選定事業者が付保する保険等	15
25	本事業以外の業務で、本事業に直接関連する業務に関する契約を本事業の契約の相手方 と随意契約により締結する予定の有無	16
26	苦情申立て	16
27	関連情報を入手するための照会窓口等	16
28	選定事業者の権利義務等に関する制限	16
29	大学と選定事業者の責任分担	16
30	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	17
31	事業実施に関する事項	17
32	建設業務に関する事項	18
33	その他	20

政策研究大学院大学（以下「大学」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI法」という。）に基づき特定事業として選定した「政策研究大学院大学施設整備等事業」（以下「本事業」という。）に係る入札公告による一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札説明書に添付している「事業契約書（案）」（添付資料 1）、「維持管理業務要求水準書」（添付資料 2）、「落札者決定基準」（添付資料 3）、「VE 提案要領」（添付資料 4）、「基本協定書（案）」（添付資料 5）及び「様式集」（添付資料 6）並びに「実施設計図書」は、入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）である。

本事業の基本的な考え方については平成 14 年 10 月 18 日（平成 14 年 12 月 16 日変更）に公表した実施方針と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針に関する質問・回答及び意見等を反映している。したがって、入札参加者は入札説明書等の内容を踏まえ、入札に必要な手続を行うこと。

なお、入札説明書等と実施方針及び実施方針に関する質問・回答に相違のある場合は、入札説明書等の規定内容を優先するものとする。また、入札説明書等に記載のない事項については、実施方針、実施方針に関する質問・回答及び入札説明書等に関する質問・回答によることとする。

1 公告日

平成 15 年 1 月 31 日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 政策研究大学院大学事務局長 林 一夫

3 調達機関番号等

調達機関番号 016

所在地番号 13

第 171 号

4 品目分類番号

41、42、75、78

5 担当部局

〒162-8677 東京都新宿区若松町 2 - 2
政策研究大学院大学 会計課
03-3341-0269

6 事業概要等

- (1) 事業名 政策研究大学院大学施設整備等事業
- (2) 事業場所 東京都港区六本木 7 丁目 22 番 1 号

(3) 事業期間 事業契約締結の日の翌日から平成 30 年 3 月 31 日まで。

(4) 事業内容

本事業は、入札説明書等の定めるところにより、本事業を実施する者として選定された P F I 法第 2 条第 5 項に規定する選定事業者（以下「選定事業者」という。）が施設の建設を行った後、大学に所有権を移転し、事業期間中に係る維持管理業務を遂行する B T O 方式により実施する。本事業は、施設の建設及び維持管理業務に係る対価として大学が選定事業者に費用を支払うものである。

選定事業者が実施する本事業の主な範囲は以下のとおりで、各業務の具体的な内容は本入札説明書、事業契約書（案）、維持管理業務要求水準書及び実施設計図書に示す。

施設の建設

- ア 施設整備に係る建設工事及びその関連業務
- イ 工事監理業務
- ウ 近隣対応・対策
- エ 電波障害調査・対策
- オ 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務（建築確認申請業務等）
- カ V E 提案に基づく設計変更及びその関連業務（V E 提案を行った場合）
- キ その他これらを実施する上で必要な関連業務

施設の維持管理

- ア 建物保守管理業務
- イ 設備保守管理業務
- ウ 外構施設保守管理業務
- エ 清掃業務
- オ 保安警備業務
- カ 廃棄物処理業務
- キ 植栽管理業務

(5) 施設の概要

施設の概要は、実施設計図書による。

(6) スケジュール

本事業は以下のスケジュールで実施する。

日付	内容
平成15年1月31日(金)	入札公告
平成15年2月3日(月)～2月7日(金)	入札説明書等に関する第1回質問受付期間
平成15年2月14日(金)	入札説明書等に関する第1回質問への回答
平成15年1月31日(金)～2月21日(金)	競争参加資格の確認等(第一次審査)資料の受付期間
平成15年3月4日(火)	競争参加資格の確認等(第一次審査)結果の通知
平成15年2月17日(月)～3月4日(火)	入札説明書等に関する第2回質問受付期間
平成15年3月14日(金)	競争参加資格がないと認めた理由の説明要求の受付期限
平成15年3月17日(月)	競争参加資格がないと認めた理由の説明要求に係る回答
平成15年3月17日(月)	入札説明書等に関する第2回質問への回答
平成15年3月28日(金)	入札提出書類の受付
平成15年3月28日(金)	開札
平成15年4月末	落札者の決定 落札者との基本協定締結
平成15年6月	選定事業者との事業契約締結
事業契約締結日の翌日 ～平成17年2月28日	施設の建設期間
平成17年3月1日～3月31日	大学による備品搬入、引越作業等期間
平成17年3月31日	施設の引渡日、所有権の移転期限
平成17年4月1日	施設の供用開始日
平成17年4月1日～平成30年3月31日	施設の維持管理期間

7 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加者は、単独企業(以下「入札参加企業」という。)又は複数の企業で構成されるグループ(以下「入札参加グループ」という。)であること。

入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにすること。

入札参加グループで入札に参加する場合には、競争参加資格確認申請時において代表企業を定め、入札手続は必ず代表企業が行うこと。

入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者(以下「協力会社」という。ただし、工事監理業務を受託する者を除く。)がある場合は、競争参加資格確認申請時において協力会社として明らかにすること。

入札参加グループの構成員及び協力会社の変更及び追加は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、大学と協議を行うこととする。協議の結果、大学が妥当と認めた場合には、入札参加グループの代表企業以外の構成員及び協力会社を、競争参加資格の確認を受けた上で入札提出書類（11(3)に示す入札参加者が入札時に提出する書類等をいう。以下同じ。）の提出期限までに変更及び追加することができるものとする。

(2) 入札参加者及び協力会社の参加要件

入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。

予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

予算決算及び会計令第 72 条に規定する資格を有する者であること。

会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

当該支出負担行為担当官から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成 6 年 5 月 17 日付け文施指第 83 号文教施設部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止措置、又は、「契約事務の適正な執行について」（平成 13 年 1 月 6 日付け 12 文科会第 108 号会計課長通知）別添四記第 7 物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領（以下「取引停止取扱要領」という。）に基づく取引停止等措置を受けている期間でないこと。

大学が本事業についてアドバイザー業務を委託したパシフィックコンサルタンツ株式会社、並びにパシフィックコンサルタンツ株式会社がアドバイザー業務において提携関係にある三井安田法律事務所と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面若しくは人事面において関連がある者」とは、次の者をいう（以下同じ）。

ア 当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

イ 代表権を有する役員が、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合

文部科学省が本事業について実施設計業務を委託した山下設計・リチャードロジャース設計共同体（代表者：株式会社山下設計、構成員：株式会社リチャードロジャースパートナーシップジャパン）と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社のいずれかが、他の入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。

17(3)に示す審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(3) 入札参加者及び協力会社の資格等要件

入札参加者及び協力会社のうち建設及び維持管理の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができる

る。また、同一業務を複数の者で実施する場合は、そのすべての者が当該業務の要件を満たすこと。

建設に当たる者は、次の要件を満たすこと。

ア 文部科学省において一般競争参加者の資格を有し、各工事において、「一般競争参加者の資格」（平成 13 年 1 月 6 日文部科学大臣決定）第 1 章第 4 条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記 2 の点数）が次の点数以上であること。

建築一式工事	1250 点
電気工事	950 点
管工事	950 点

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは差し支えない。

また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただし、この場合においては、共同して工事を実施するすべての入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社が上記を満たすものとする。

イ 実施する各工事に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種につき許可を有して営業年数が 5 年以上ある者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が 5 年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

ウ 平成 4 年度以降に、元請として完成・引渡し完了した次の基準を満たす各工事に対応した新営工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）

(ア) 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造地上 10 階建以上かつ延べ面積 12,000 m²以上の校舎又は研究施設。

ただし、建築工事を実施する企業は、次の工事实績も必要であるが、上記実績とは別の工事でもよい。

(イ) P C a P C（プレキャスト・プレストレストコンクリート）造の建築物

エ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。また、競争参加資格確認申請時点において、主任技術者又は監理技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認の申請を行うことは支障ないが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならない。なお、複数の企業が工事を共同して行う場合にあっては、すべての企業が以下の技術者を配置できること。

(ア) 建築工事

一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士若しくは技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門とするものに合格した者）の資格を有する者、又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

(イ) 電気工事

一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門とするものに合格した者）の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

(ウ) 管工事

一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「冷暖房及び冷凍機械」とするものに限る。）、水道部門又は衛生工学部門とするものに合格した者）の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

(I) 平成4年度以降に、元請として完成・引渡し完了した上記ウ(ア)に掲げるそれぞれの工事の経験を有する者であること。

(オ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。

維持管理に当たる者は、次の要件を満たすこと。

ア 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において平成13・14・15年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

イ 業務を実施するに必要とする資格を有していることを証明した者であること。

8 競争参加資格等の確認等

(1) 入札参加希望者は、上記7(2)(3)に掲げる要件（以下「競争参加資格」という。）を満たすことを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「競争参加資格確認申請書等」という。）を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。7(2)、(3)ア及びアに掲げる要件を有していない者も開札時において7(2)、(3)ア及びアに掲げる要件を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札時において7(2)、(3)ア及びアに掲げる要件を満たしていなければならない。

なお、期限までに競争参加資格確認申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

提出期間 平成15年1月31日（金）から平成15年2月21日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

提出場所 5に同じ

提出方法 競争参加資格確認申請書等の提出は、提出場所へ持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

提出書類

競争参加資格確認申請時に提出する提出書類は、以下のとおりである。なお、提出書類の詳細及び記載方法等並びに様式番号は、様式集を参照のこと。

ア 競争参加資格確認申請書（様式1）

- イ グループ構成員及び協力会社一覧表（様式 2）
 - ウ 委任状（様式 3）（入札参加グループで申し込む場合の入札参加グループの構成員の代表者から代表企業の代表者への委任状）
 - エ 工事施工実績（様式 4）
 - オ 配置予定技術者の資格及び工事経験（様式 5）
 - カ 一般競争参加資格認定通知書の写し
 - キ 資格審査結果通知書の写し
 - ク その他の競争参加資格を証する書類
- (2) 入札参加希望者で V E 提案を行う者は、競争参加資格確認申請と同時に V E 提案書等を提出すること。V E 提案書等の提出に関する詳細は、V E 提案要領による。
- (3) 7 (3) ウの同種工事の施工実績及び 7 (3) エ(I)の配置予定技術者の同種工事経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。
- (4) 競争参加資格の確認等（第一次審査）結果の通知
競争参加資格の確認等（第一次審査）結果の通知は、競争参加資格確認申請を行った入札参加者に対して、書面により平成 15 年 3 月 4 日（火）までに通知する。入札参加者が入札参加グループの場合は、代表企業に通知する。
- (5) 競争参加資格の確認後の取扱い
競争参加資格の確認（第一次審査）の結果、競争参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加企業、若しくは入札参加グループの構成員又は協力会社のいずれかが、開札日において、7 (2)(3)に定める要件の一つでも満たさない場合には、競争参加資格がない者に該当するため、当該企業又は当該グループは、入札の参加は認められない。
- (6) 費用負担
入札参加に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (7) 競争参加資格確認申請書等の取扱い
支出負担行為担当官は、提出された競争参加資格確認申請書等を競争参加資格の確認等（第一次審査）以外に入札参加者に無断で使用しない。
提出された競争参加資格確認申請書等は返却しない。
提出された競争参加資格確認申請書等の変更、差し替え若しくは再提出は原則として認めない。
- (8) 大学からの提示資料の取扱い
大学が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- 9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 競争参加資格の確認等（第一次審査）の結果、競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して、競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い書面（様式 6）により説明を求めることができる。なお、提出書類の詳細及び記載方法等並びに様式番号は、様式集を参照のこと。

提出期限 平成 15 年 3 月 14 日（金）午後 1 時
提出場所 5 に同じ
提出方法 書面の提出は、提出場所へ持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成 15 年 3 月 17 日（月）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

10 入札説明書等に関する質問及び回答

入札説明書等の内容に関する質問がある場合は、以下の要領にて質問書を提出すること。なお、V E 提案に関する質問がある場合は、V E 提案要領に示す要領にて質問書を提出すること。

(1) 受付期間

第 1 回：平成15年 2 月 3 日（月）～平成15年 2 月 7 日（金）午後 1 時

第 2 回：平成15年 2 月17日（月）～平成15年 3 月 4 日（火）午後 1 時

(2) 提出場所

5 に同じ

(3) 提出方法

質問書は、様式 7 により Microsoft Word で作成し、入札説明書、添付資料毎に各々のファイル名をつけた電子ファイルとすること。なお、提出書類の詳細及び記載方法等並びに様式番号は、様式集を参照のこと。

当該電子ファイルを保存した 3 . 5 インチのフロッピーディスクを持参、郵送又は電子メールにて提出すること。なお、提出されたフロッピーディスクは返却しない。

電子メールアドレス pfi@grips.ac.jp

(4) 回答の公表

質問に対する回答は、文部科学省及び大学のホームページ、並びに大学の掲示板において公表する。

第 1 回質問への回答日：平成 15 年 2 月 14 日（金）

第 2 回質問への回答日：平成 15 年 3 月 17 日（月）

11 入札提出書類の提出日時及び場所等

競争参加資格の確認（第一次審査）の結果、競争参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、入札提出書類を提出することができる。

(1) 提出日時 持参：平成 1 5 年 3 月 28 日（金）午後 2 時

郵送：平成 1 5 年 3 月 27 日（木）午後 5 時（必着）

(2) 提出場所 〒162-8677 東京都新宿区若松町 2 - 2

政策研究大学院大学事務局会議室

（ただし、郵送による入札提出書類の提出場所は 5 に同じ。）

(3) 提出書類

入札提出書類は以下のとおりである。なお、 の入札提案書については、所定の表紙を付け、30 部を提出すること。なお、提出書類の詳細及び記載方法等並びに様式番号は、

様式集を参照のこと。

入札提出書類提出届（様式 17）

委任状（様式 18）（代理人が入札する場合）

委任状（様式 19）（復代理人が入札する場合）

入札書（様式 20）

業務要求水準に関する確認書（様式 21）

入札提案書

ア 入札提案書表紙（様式 22）

イ 事業遂行に当たっての基本方針（様式 23）

ウ 事業実施体制（様式 24）

エ 事業スケジュール（様式 25）

オ 施設建設に当たっての基本方針（様式 26）

カ 建設業務実施体制（様式 27）

キ 工程表（様式 28）

ク 維持管理業務実施に当たっての基本方針（様式 29）

ケ 維持管理業務実施体制（様式 30）

コ 維持管理業務計画書（様式 31）

サ 入札金額内訳書（様式 32）

シ 建設工事費内訳書（様式 33）

ス 維持管理費等内訳書（様式 34）

セ 資金調達計画（様式 35）

ソ 金融機関の関心表明書（様式自由）

タ 長期収支計画（様式 36）

チ 付保する保険の一覧表（様式 37）

ツ リスク管理方策（様式 38）

テ 光熱水費の削減方策に関する提案（様式 39）

ト 環境への配慮に関する提案（様式 40）

ナ 適切な中長期修繕計画に関する提案（様式 41）

ニ 将来の教育研究環境の変化に対する配慮に関する提案（様式 42）

ヌ 外国人研究者・留学生の利用等、国際的な教育研究環境への配慮に関する提案（様式 43）

ネ 非常時・緊急時等における安定的・継続的な教育研究環境への配慮に関する提案（様式 44）

ノ 教育研究環境に配慮した修繕・更新計画に関する提案（様式 45）

ハ 夜間の施設利用等、施設利用の特殊性への配慮に関する提案（様式 46）

ヒ 教職員との円滑な連絡・サービス体制の整備に関する提案（様式 47）

フ 上記以外の優れた教育研究環境への配慮に関する提案（様式 48）

ヘ 施工品質の向上に関する提案（様式 49）

ホ 周辺地域への配慮に関する提案（様式 50）

マ 建設工期の短縮に関する提案（様式 51）

- ミ 円滑な大学移転作業への配慮に関する提案（様式 52）
- ム 採用が認められ、提案内容に反映された V E 提案の件数及びその採択比率（様式 53）
- メ 資金調達条件の適切性・妥当性に関する提案（様式 54）
- モ 安定的な事業実施体制に関する提案（様式 55）
- ヤ 入札参加企業又は入札参加グループの構成員・株主等の信用力低下や破綻への対応策に関する提案（様式 56）
- ユ 付保を義務づけた保険以外の適切な保険の付保に関する提案（様式 57）
- ヨ 上記以外の事業リスクへの対応策に関する提案（様式 58）
- ラ 入札参加企業又は入札参加グループの構成員の、直近 3 期分の有価証券報告書の写し（企業単体及び連結決算）

(4) 内訳について

入札提案書に記載された建設工事費及び維持管理費等の内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、特に本入札説明書で定める場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1 つの提案しか行うことはできない。

12 入札提出書類の提出方法等

(1) 提出方法

入札提出書類は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

入札書に記載される入札価格は、建設に係る対価及び維持管理業務に係る対価の総額から消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を控除した金額とする。

なお、落札決定に当たっては、入札価格に当該金額から別紙 1 に示す割賦手数料相当額を控除した金額の 100 分の 5 に相当する金額（消費税等相当額）を加算した金額を落札金額とする。入札価格の算定方法については、別紙 1 に示すとおりである。

入札書は、任意の封筒に入れ封印し提出すること。封筒の表には、必ず、宛名「支出負担行為担当官政策研究大学院大学事務局長 林 一夫」、「入札者名」及び「政策研究大学院大学施設整備等事業に係る入札書在中」の旨を朱書きで記載すること。

入札提出書類は、11(1)に示した日時までに到達しないものは無効とする。

(2) 代理人

入札参加者又はその代理人は、当該入札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。

入札参加者は、予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当するものを入札参加者の代理人とすることはできない。

代理人が入札提出書類を提出する場合には、委任状（様式 18 又は様式 19）を提示すること。なお、提出書類の詳細及び記載方法等並びに様式番号は、様式集を参照のこと。

(3) 入札の辞退

競争参加資格の確認（第一次審査）の結果、競争参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退書（様式 59）を支出負担行為担当官に持参又は郵送により提出すること。なお、入札を辞退した者が、これを理由として、以後の競争入札において、不利益な取扱いを受けるものではない。

提出期限 開札の終了まで

（ただし、郵送する場合は平成 15 年 3 月 27 日（木）午後 5 時（必着））

提出場所 5 に同じ

(4) 入札提出書類の取扱い

著作権

入札提出書類の著作権は入札参加者に帰属する。

特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

入札提出書類の変更等の禁止

入札提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

入札提出書類の使用等

入札参加者から提出された入札提出書類は、民間事業者の選定に関わる公表以外に入札参加者に無断で使用しない。

なお、提出された入札提出書類は返却しない。

(5) その他

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

支出負担行為担当官は、入札参加者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

13 開札

(1) 日 時：平成 15 年 3 月 28 日（金） 午後 3 時

(2) 場 所：政策研究大学院大学事務局会議室

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない大学の職員を立ち合わせて行う。

(4) 開札場には、入札者又はその代理人及び入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）並びに 13(3)のただし書きの立会職員以外の者は、入場することができない。

- (5) 入札者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。
- (6) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状（様式 18 又は様式 19）を提出しなければならない。
- (7) 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむ得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (8) 開札場において、次の各号の一つに該当するものは当該開札場から退去させる。
 - 公正な執行を妨げようとした者
 - 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
- (9) 開札をした場合において、入札価格が予定価格の範囲に達した入札がないときは、再度の入札を行う。なお、入札執行回数は、原則として初度と再度の 2 回を限度とする。また、再度入札は支出負担行為担当官が指定する日時に行う。
- (10) 開札においては入札価格が予定価格の範囲内であるかの確認を行い、予定価格の範囲内の入札書を提出した者を発表する。予定価格の範囲内の入札書を提出した者のみ、その後の落札者選定の対象となる。この際、予定価格及び入札価格の公表は行わない。

14 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消すものとする。

- 入札公告及び入札説明書等に示した競争参加資格のない者のした入札
- 委任状を持参しない代理人のした入札
- 競争参加資格確認申請書等に記載された入札参加グループの代表者以外のした入札
- 競争参加資格確認申請書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者の入札
- 記名押印を欠いた入札
- 金額を訂正した入札
- 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- 明らかに連合によると認められる入札
- 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- その他入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、落札者の決定までの間において指名停止措置要領に基づく指名停止措置若しくは取引停止取扱要領に基づく取引停止等措置を受けている者等 7 に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

15 特定事業の選定の取消し

入札参加がない場合等、大学は特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

16 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金は、免除する。

ただし、選定事業者は建設工事の履行を確保するため、建設工事期間について建設工事に相当する金額（VE提案による設計変更費及び工事監理費を含む。）の100分の10以上について、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険付保等による保証措置を講ずる。

17 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定方法

落札者決定基準による。

(2) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、文部科学省及び大学のホームページ、並びに大学の掲示板において公表する。

なお、PFI法第8条に規定する客観的評価については、落札者と基本協定書を締結後に公表する。

(3) 審査委員会

審査委員会の設置

審査に関して、学識経験者等及び大学教職員で構成する「政策研究大学院大学施設整備等事業に係る選定事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を、政策研究大学院大学に設置する。審査委員会は、民間事業者の選定基準に関する審議並びに提出された入札提出書類の審査及び優秀提案者の選定を行う。

審査委員会は下記の6名の審査委員で構成される。なお、審査委員会は非公開とする。

委員長	福井秀夫	政策研究大学院大学教授
（以下、五十音順）		
委員	岡 誠一	文部科学省大臣官房文教施設部技術課長
委員	香山壽夫	東京大学名誉教授
委員	中村玲子	政策研究大学院大学教授
委員	西本晃二	政策研究大学院大学副学長
委員	根本祐二	日本政策投資銀行地域企画部審議役（首都圏企画担当）

審査委員会事務局

審査委員会の事務局は、政策研究大学院大学会計課とする。

18 基本協定の締結

落札者は、落札者決定後14日以内に、大学を相手方として、基本協定書（案）に基づき、基本協定を締結しなければならない。なお、落札者が基本協定を締結しない場合は、大学は違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがある。

19 特別目的会社の設立

入札参加者は、本事業に係る入札の結果、落札者として決定した場合は、本事業を実施す

る商法（明治 32 年法律第 48 号）に定める株式会社として特別目的会社を設立するものとする。

入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、当該会社に対して出資すること。その出資比率の合計は、全体の 50%を超えるものとする。また、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の出資者の出資比率が、出資者中、最大とならないこと。

20 手続きにおける交渉の有無
無。

21 契約書の作成
事業契約書（案）により、事業契約書を作成するものとする。

22 事業契約の締結

(1) 特別目的会社と大学は、落札者決定後 2 ヶ月以内に提案内容及び事業契約書（案）に基づいて事業契約を締結しなければならない。事業契約書において、選定事業者が遂行すべき建設業務及び維持管理業務に関する業務内容、金額、支払方法等を定める。

(2) 契約金額は、落札価格を事業契約締結日における基準金利で見直した金額とする。

(3) 事業契約締結に当たっては、軽微な事項を除き、落札者の入札価格及び入札説明書等に示した契約内容について、変更できないことに留意すること。

(4) 特別目的会社が事業契約を締結しない場合は、大学は違約金として落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を請求することがある。

(5) 事業契約締結に係る落札者側の弁護士費用、印紙代などは、落札者の負担とする。

(6) 事業契約締結後、契約に違反し又は入札の落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等大学の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長 2 年間、文部科学省が実施する入札への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

(7) 選定事業者は、入札提出書類の入札金額内訳書（様式 32）、建設工事費内訳書（様式 33）、維持管理費等内訳書（様式 34）に準じて、事業契約締結後速やかに内訳書を作成し、大学に提出すること。

23 支払条件等

大学が選定事業者に対して支払う対価は、選定事業者が実施する施設の建設に係る対価及び維持管理業務に係る対価から成る。大学は、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 15 条第 1 項に規定する国庫債務負担行為により、施設の建設に係る対価と維持管理業務に係る対価を施設の引渡日から事業期間中に、選定事業者に対し、PFI 法第 10 条第 1 項に規定する大学と選定事業者との間で締結する事業契約書に定めるところにより支払う。なお、支払債務者は支出負担行為担当官となる。

(1) 支払期間・回数等

建設に係る対価と維持管理業務に係る対価の支払は、事業契約書に定めるところにより、以下のとおり行う。

建設に係る対価

ア 建設に係る対価について、大学は施設の引渡日から事業期間中に選定事業者に対し、事業契約書に定める額を割賦方式により、年2回、全27回で支払うこととしているが、各年度で均等に支払うために、各回の支払額は建設に係る対価の28分の1とし、初年度については2回分の支払額をまとめて支払う。

イ 初年度の対価の支払については、以下の手順で行う。

(ア) 施設の完成後、選定事業者は完成検査を行い、その結果を大学に報告する。大学は、完成検査結果の報告を受けてから14日以内に完成確認を行う。

(イ) 選定事業者は、維持管理体制を整備し、大学の確認を受ける。

(ウ) 大学は、選定事業者に対し完成確認書を交付する。

(エ) 選定事業者は、完成確認書受領後、平成17年3月31日に大学に対して施設を引き渡し、併せて請求書を提出する。

(オ) 大学は、請求を受けた日から30日以内に支払う。

ウ 第2回以降の対価の支払については、以下の手順で行う。

(ア) 選定事業者は、毎年度9月末と3月末に大学に対して請求書を提出する。

(イ) 大学は、請求を受けた日から30日以内に支払う。

維持管理業務に係る対価

ア 維持管理業務に係る対価について、大学はモニタリングを実施し、事業契約書に定められた要求水準が満たされていることを確認した上で、供用開始から事業期間中に選定事業者に対し、年2回、全26回で支払う。

イ 維持管理業務に係る対価の支払については、以下の手順で行う。

(ア) 選定事業者は、毎年4月から9月まで及び10月から翌年3月までの各半期業務終了後7日以内に大学に対し半期業務報告書を提出する。

(イ) 大学は、半期業務報告書をもとに事業契約書に定められた要求水準が満たされていることを確認し、半期業務報告書受領後7日以内に、当該確認結果を選定事業者に対して通知する。(3)により維持管理業務に係る対価の減額等を行う場合、合わせて、減額後の支払額を選定事業者に対して通知する。

(ウ) 選定事業者は、当該確認結果の通知を受けた後速やかに、大学に対して請求書を提出する。

(エ) 大学は、請求を受けた日から30日以内に維持管理業務に係る対価を支払う。

(2) 対価の変更

施設の建設及び維持管理業務に係る対価については、物価変動のうち一定の幅を超えた部分について勘案し、事業契約書の定めるところにより対価の変更を行う。変更方法等の詳細は、事業契約書(案)別紙8に示すとおりである。

(3) 対価の減額等

(1) アにより、事業契約書に定められた要求水準が満たされていないことが判明した場合、大学は、維持管理業務に係る対価の減額等を行うことがある。減額等の方法等の詳細は、事業契約書(案)別紙9に示すとおりである。

24 選定事業者が付保する保険等

選定事業者は、事業契約書（案）別紙 3 に示す保険を付保するものとする。

- 25 本事業以外の業務で、本事業に直接関連する業務に関する契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無
無。

26 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成 7 年 12 月 14 日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室、電話 03-3581-0384（直通））に対して苦情を申立てることができる。

27 関連情報を入手するための照会窓口等

入札説明書等に定めることその他、入札等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、文部科学省及び大学のホームページ、並びに大学の掲示板にて掲載する。

文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室ホームページ

<http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N>

政策研究大学院大学ホームページ

http://www.grips.ac.jp/main/ma_pfi.html

政策研究大学院大学掲示板

東京都新宿区若松町 2 - 2 政策研究大学院大学校舎内

28 選定事業者の権利義務等に関する制限

(1) 選定事業者の事業契約上の地位の譲渡等

大学の事前の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

(2) 特別目的会社の株式の譲渡・担保提供等

本事業を遂行するため設立された特別目的会社に出資を行った入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 債権の譲渡

選定事業者が、大学に対して有する施設の建設並びに維持管理業務の提供に係る債権は、大学の承諾がなければ譲渡することができない。

(4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が、大学に対して有する施設の建設及び維持管理業務の提供に係る債権に対する質権の設定及びこれの担保提供は、大学の承諾がなければ行うことができない。

29 大学と選定事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設の建設並びに維持管理の責任は、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、大学が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、大学が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

大学と選定事業者の責任分担は、事業契約書（案）によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。リスク分担の程度や具体的内容について、事業契約書（案）に示されていない場合は、落札者と大学の協議により定めるものとする。

30 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、法制上及び税制上の措置は想定していない。ただし、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、大学は可能な範囲で必要な協力を行う。

(2) 財政上及び金融上の措置に関する事項

現時点では、財政上の措置は想定していない。

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業であり、入札参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、大学は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して提案を行うこと。また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせを行うこと。

31 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

選定事業者は、入札提出書類及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

(2) 事業期間中の選定事業者と大学の関わり

本事業は、選定事業者の責任において実施される。また、大学は事業契約に定められた方法により、事業実施状況の確認を行う。

大学は原則として選定事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて大学と建設会社等との間で直接連絡調整等を行う場合がある。この場合において、大学と建設会社等との間で直接連絡調整を行った事項については選定事業者に報告する。

事業の継続性をできるだけ確保する目的で、大学は、選定事業者に対し資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

国立大学の法人化は、平成 14 年 6 月 25 日の「『経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002』について」の閣議決定において、平成 16 年度を目途に開始するとされている。

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、大学と選定事業者は誠意をもって協議する。

(3) 業務実施状況の報告等

選定事業者は、事業契約に定めるところにより、以下に示す本事業の各段階において、業務実施状況を報告し、大学の確認を受けなければならない。

設計変更時

選定事業者は、設計変更に関し定期的に大学に報告を行うとともに、設計変更完了時に実施設計による要求水準に適合していることが確認できる設計図書を大学に提出し、内容の確認を受ける。

建築確認申請時

選定事業者は、建築確認申請に関し、大学に事前説明及び事後報告を行う。

工事施工時

選定事業者は、工事施工及び工事監理の状況を大学に毎月報告する。また、選定事業者は、大学が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を行わなければならない。ただし、大学が当該説明及び報告を受けたことにより、施工に起因する瑕疵の責任が大学に転嫁されるものではない。

工事完成時

選定事業者は、施工記録を用意して、現場で大学の完成確認を受ける。ただし、大学が当該確認を行ったことにより、施工に起因する瑕疵の責任が大学に転嫁されるものではない。

(4) 維持管理業務のモニタリング

大学は、施設供用開始後、事業契約書に定めるところにより、維持管理業務のモニタリングを実施し、事業契約書に定められた要求水準が満たされていることを確認する。

なお、モニタリングに要する費用は、選定事業者側に発生する費用を除き大学の負担とする。

(5) 財務書類の提出

選定事業者は、毎事業年度、当該事業年度の財務書類（商法第 281 条第 1 項に規定する計算書類）を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に大学に提出する。

大学は、請求があった場合には、当該財務書類を公開できるものとする。

(6) 土地の使用等

本事業の施設に係る敷地は国有地であり、財産の分類は行政財産である。選定事業者は、施設に係る敷地を、建設期間中無償で使用することができる。

32 建設業務に関する事項

(1) 工事監理業務に関する事項

選定事業者は建設に当たり、実施設計を担当した設計者に工事監理を委託すること。工事監理費については、建設費と共に 102,900,000 円（消費税等相当額を含む）を割賦方式により支払う。なお、工事監理業務の内容は、「四会連合協会・建築監理業務委託書」、監理業務による。ただし、印が付された業務及び 701A は、その業務の範囲外とす

る。

また、業務の実施に当たり、下記のとおり工事監理者を常駐させること。

総括監督員（建築） 1名

主任監督員（建築） 2名

主任監督員（設備） 2名

ただし、主任監督員（建築）1名は、躯体工事終了までの間とする。

なお、監督員（建築）の区分は次のとおりとする。

総括監督員：実務経歴おおむね20年以上の一級建築士

主任監督員：実務経歴おおむね10年以上の一級建築士

また、監督員（設備）の区分については、上記と同程度の資格・経歴によるものとする。

(2) 各種調査に関する事項

電波障害に関する事項

施設の整備に伴って発生する電波障害を調査し対策を行う。また、新たに発生する電波障害対策については、想定できるリスクであるものとし、選定事業者のリスクにおいて調査・対策を進めることとする。

埋蔵文化財発掘調査に関する事項

ア 大学において実施する埋蔵文化財発掘調査の概要

大学は、建設予定地内において12か所のトレンチ（試掘坑）を試掘した結果に基づき、計画建物の影響範囲（別紙2の範囲1）について、平成14年度に埋蔵文化財発掘調査を行った。調査結果は下記に示すとおりで、江戸時代の武家屋敷跡等の遺構等が確認されている。また、平成14年度に実施できなかった計画建物の影響範囲（別紙2の範囲2）については、平成15年4月から平成15年6月の期間において、埋蔵文化財発掘調査（現地調査・一次資料整理）を行うこととしている。なお、平成15年7月中旬までに、建設予定地内にある埋蔵文化財発掘調査事務所を撤去する予定である。

（参考）平成14年度埋蔵文化財発掘調査結果の概要

- ・遺跡の種類：江戸時代の武家屋敷（宇和島藩伊達屋敷）跡・明治期の軍施設
- ・遺構の概要：塵芥穴としての大土坑2基・土坑120基・建物跡5棟・地下室13基・井戸跡12基・石組溝1・溝21条・柱穴330基・礎石30箇所・道路状遺構13・杭列2箇所等
- ・出土遺物の名称：江戸時代の陶磁器・土器・土製品・木製品・金属製品・瓦・漆器・動物骨他
- ・その他：屋敷外縁部の武家屋敷地区の様相がわかる。

イ 選定事業者において実施する埋蔵文化財発掘調査

選定事業者が、施設の建設業務に伴い掘削等を行う場合に、埋蔵文化財発掘調査が必要となる範囲は、別紙2の範囲3である。

ウ 選定事業者において必要となる手続等

建設予定地は埋蔵文化財包蔵地（宇和島藩伊達屋敷跡）であり、建設工事等を実施する場合、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条の2による発掘届の提出が必要となるため、選定事業者は、事前に窓口となる港区教育委員会図書文化財課と協議を行い、所定の手続を行うこと。

なお、発掘届は港区教育委員会を經由して東京都教育委員会に進達され、東京都教育長名で「事前調査」「立会い」等の指示文書が届出者である選定事業者に出される。

(3) 各種申請等の業務に関する事項

選定事業者は、V E 提案に基づく設計変更の有無にかかわらず、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条に基づく建築確認申請を行い、当該確認を受けなければならない。

なお、大学において平成 15 年 1 月 29 日に建築基準法第 18 条第 3 項に基づく計画通知を提出しており、それに伴う一連の協議・申請等の状況は別紙 3 に示すとおりである。

(4) 地中障害物に関する事項

建設予定地内においては、別紙 4 に示す地中障害物が確認されている。なお、選定事業者の施工方法等により、地中障害物を撤去する必要がある場合は、選定事業者の責任のもとに行うこととする。

(5) その他

工事の施工に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 夜間や休日等には、原則として作業を行わない。

イ 敷地外周に仮囲い、施工中の建物には防護シート・ネット等を設置するとともに、現場管理に万全を期し、安全、確実な施工を行うこと。

ウ 工事車両の運行については、所轄警察署の指導、指示に従い、現場出入口、また必要に応じては周辺道路に交通誘導員を配置し、住民、一般歩行者並びに一般車両の安全確保に努めること。

エ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）及び振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）並びに関連条例等による規制を遵守し、適切な工法と技術を用いて騒音・振動の抑制を図ること。

オ 万が一工事に起因して周辺建物等に損傷を生じた時には、速やかに修復等の措置を講じること。

施設の建設期間中において、大学は移転に伴う工事を行うことがある。その際、選定事業者は大学に協力するとともに、大学は選定事業者の行う施設の建設業務に支障を生じないように必要な調整、協議を行うものとする。

施設の建設業務の実施において、大学に提出を要する書類等については、事業契約書（案）別紙 2 に示すとおりである。

試運転調整等に関する事項

選定事業者が行う試運転調整並びに維持管理業務に必要な訓練及び研修等を行う際は、供用開始以降に使用する電力デマンドを上回らないものとし、詳細は大学との協議による。

光熱水費に関する事項

事業着手日から施設引渡日までの光熱水費は、すべて選定事業者の負担とする。

33 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 入札参加者は、入札説明書等を熟読し、遵守すること。
- (3) 入札参加者は、入札後、この入札説明書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 入札参加者が大学に提出した資料等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止措置若しくは取引停止取扱要領に基づく取引停止等措置を執ることがある。

- 別紙 1 入札価格の算定方法
- 別紙 2 埋蔵文化財発掘調査について
- 別紙 3 計画通知に伴う協議・申請等の状況
- 別紙 4 地中障害物について

- 添付資料 1 事業契約書（案）
- 添付資料 2 維持管理業務要求水準書
- 添付資料 3 落札者決定基準
- 添付資料 4 V E 提案要領
- 添付資料 5 基本協定書（案）
- 添付資料 6 様式集